

添付法令資料 2 :

韓国庶民の金融生活支援に関する法律 (目次)
2019 年 11 月 26 日法律第 16653 号により一部改正 同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 庶民金融振興院
 - 第 1 節 通則 (第 3 条ないし第 7 条)
 - 第 2 節 運営委員会 (第 8 条ないし第 10 条)
 - 第 3 節 役員及び職員 (第 11 条ないし第 19 条)
 - 第 4 節 休眠預金管理委員会 (第 20 条ないし第 23 条)
 - 第 5 節 業務 (第 24 条ないし第 29 条)
 - 第 6 節 財務及び会計 (第 30 条ないし第 38 条)
 - 第 7 節 休眠預金等の管理 (第 39 条ないし第 45 条)
 - 第 8 節 信用保証 (第 46 条ないし第 55 条)
- 第 3 章 信用回復委員会
 - 第 1 節 通則 (第 56 条ないし第 60 条)
 - 第 2 節 委員会の構成等 (第 61 条ないし第 67 条)
 - 第 3 節 財務及び会計 (第 68 条及び第 69 条)
 - 第 4 節 債務調整の支援 (第 70 条ないし第 77 条)
- 第 4 章 補則 (第 78 条ないし第 84 条)
- 第 5 章 罰則 (第 85 条及び第 86 条)
- 附則